

# 政治法律行政分野特論SA1(環境・社会理工学院社会人間科学系) 社会科学系ゼミナール(法学ゼミ)(全学教養科目) 金子宏直(ILA+環境・社会理工学院)

## 共通する学習目標と課題

本学学生は、判例データベース等のリーガルリソースにアクセスして、リソースを扱うリテラシーを学ぶ機会がない。代替策として、簡易的にUSBメモリー型のデータベース(1台)を購入して、輪読する教科書の発表担当箇所関連する裁判例などを調べて学習を行う。

本学では文系教養と位置付けられているが、法律学は社会活動で必要になる実学の側面が大きい。コンプライアンス、ガバナンスを支えるのも、法律学の学習は欠かせない。

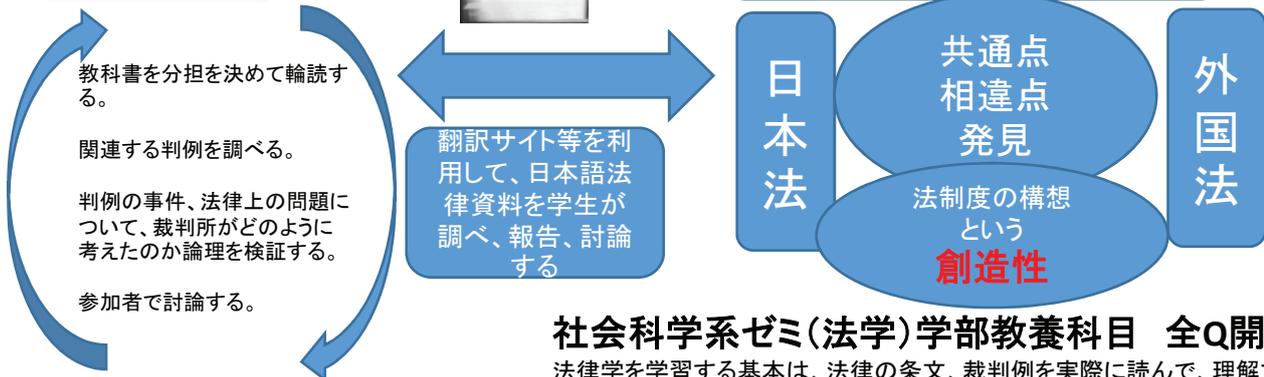


## 大学院講義科目(英語開講)

### 政治法律行政分野特論SA1 1Q開講

現代日本における重要な法律問題を事例を使いながら、日本法の基礎、外国法との違いについて英語で学習する。英語科目として開講しており、留学生と留学生の母国の法律制度との比較についても学習成果として最終回にプレゼンテーションを行う内容の講義である。

講義では、日本の法制度や裁判例を取り上げるが、その多くは諸外国でも社会問題になっているものを取り上げている。日本の資料も多いが、近年、日本法の英語訳の政府サイトや公的な情報サイトも整備されつつあるので、外国の公的な法律情報サイトと合わせて紹介することで、学生が興味を持ったテーマについて、法的な問題を考えることができるように工夫している。



## 社会科学系ゼミ(法学)学部教養科目 全Q開講

法律学を学習する基本は、法律の条文、裁判例を実際に読んで、理解できるようになることから始まる。

### ソクラティック・メソッドの実践

法学ゼミ レジюме  
各回6~8頁、要約や調べた結果をまとめる

学士課程2年生T君のレジюме=>

当事者の意義(教科書pp. 27-31)

#### 1.1 民事訴訟の主役としての当事者

民事訴訟法上の当事者とは、裁判所において訴訟活動を行い、判決や和解を求める人とその相手方を言う。訴訟物に着目した判決志向的な捉え方としては、その主体で、かつそれを裁判所に提示する者と提訴される相手という。...

#### 死者名義訴訟事件類型

「死者を被告と表示して訴を提起した場合に於いても其の死者の相続人は当然其の訴の被告なるものとす」「Y1を被告として表示し(中略)提起したものなる如(ところ)Aは是より先(中略)死亡して被告上告人Y2その家督相続を為したるものを以て本訴に於ける事実上の被告は即被告上告人Y2にして只其の表示を誤りたるに過ぎざるものと解するを相当とす」(大判 昭和11・3・11)。

リーガルマインドに近づく

比較衡量という創造性

教科書で項目を学ぶ  
六法で条文を確認する  
学説を検証する  
関連判例を探す調べる  
よりよい解釈も探る

学士課程2年生S君のレジюме=>

#### (2) 財産の帰属形態

判例上、法人格のない社団、財団に属する財産は、構成員に帰属するとされる。それゆえ、団体帰属財産について、当該団体を原告として提起する所有権確認請求は、団体の当事者能力が肯定される場合であろうと、棄却されることになる。

最判平成9・3・31

「入会権は権利である一定の村落住民の総有に属するものであるが(最高裁判昭和三四年(才)第六五〇号同一年一月二五日第二小法廷判決・民集二〇巻九号一九二一頁)、村落住民が入会団体形成し、それが権利能力のない社団に当たる場合には、当該入会団体は、構成員全員の総有に属する不動産につき、これを争う者を被告とする所有権確認請求訴訟を進行する原告適格を有するものと解するのが相当である。ただし、(注:まさしく、たしかに、という意味)訴訟における当事者適格は、特定の訴訟物について、誰が当事者として訴訟を進行し、また、誰に対して本案判決をするのが紛争の解決のために必要で有益であるかという観点から決せられるべき事情であるところ、入会権は、村落住民各自が共有におけるような持分権を有するものではなく、村落において形成されてきた慣習等に依る団体的色彩の濃い共同所有の権利形態であることに鑑み、入会権の帰属する村落住民が権利能力のない社団である入会団体形成している場合には、当該入会団体が当事者として入会権の帰属に関する訴訟を進行し、本案判決を受けることを認めるのが、このような紛争を複雑化、長期化させることなく解決するために適切であるからである」

権利能力のない社団である。入会団体は、所有権確認の訴えの原告適格を有する。ゆえに、当事者能力を持つという。「入会権をめぐる訴訟の入口においてしばしば問題とされ、訴訟による紛争の解決が長期化する原因にもなっていた事項についての判断を示したものであり、実態に与える影響は大きいものと思われる。」とのこと

判例データベースで事案と判旨の原文を読解